

上川町新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

行動計画策定の目的

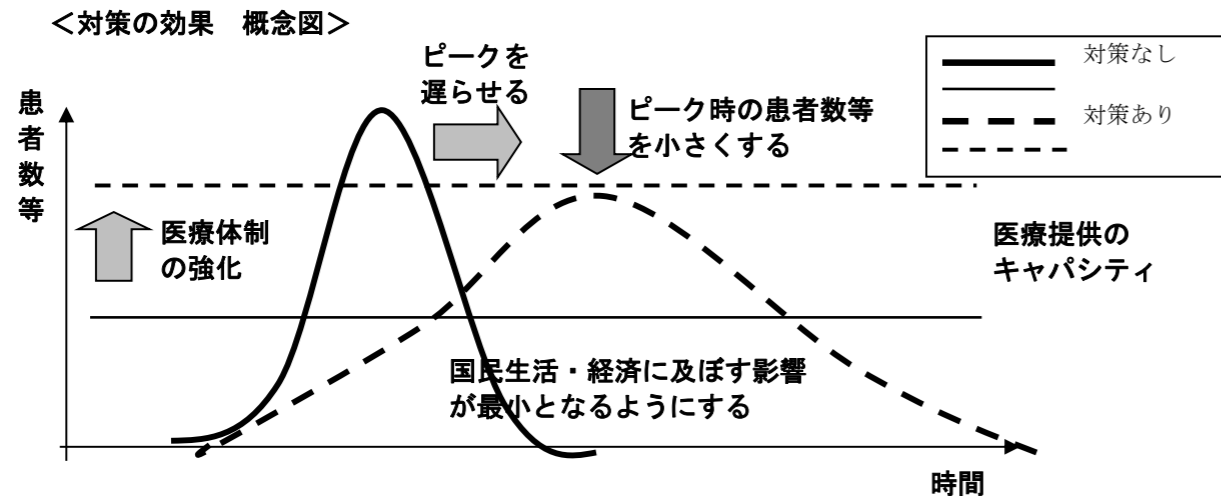
新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。国は、これらが発生した場合、国家の危機管理として対応する必要があるとし、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法を施行した。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等と相まって、国全体として万全の体制を整備し、対策の強化を図ることとしており、平成25年6月に政府行動計画を策定し、これを受け、道は10月に北海道行動計画を策定した。上川町においても、これらの計画と整合性を図りながら、新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針や措置等を定め、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況に対応し、総合的に推進することを目的に町行動計画を策定する。

町行動計画の構成

- 【Ⅰ はじめに】
 - 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
 - 2 国・道の行動計画
 - 3 町の行動計画
- 【Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】
 - 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的考え方
 - 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
 - 3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定と社会への影響
 - 4 対策推進のための役割分担
 - 5 行動計画の主要6項目
- 【Ⅲ 各段階における対策】
 - 1 発生段階の概要
 - 2 発生段階における対策
 - (1) 未発生期 (2) 海外発生期 (3) 国内発生早期 (4) 国内感染期 (5) 小康期
 - ※ 各期における具体的な対策を、主要6項目の ①実施体制と連携 ②サーベイランス及び情報収集及び情報提供・共有 ③まん延防止 ④予防接種 ⑤医療 ⑥町民生活の安定の確保 に対応する形で記述。

【新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方】

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- 2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



【新型インフルエンザ等対策実施上の留意点】

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| (1) 基本的人権の尊重 | ・・・町民の権利と自由に制限が加わる場合は、必要最小限となるようにする。 |
| (2) 危機管理としての特措法の性格 | ・・・緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。 |
| (3) 関係機関相互の連携協力の確保 | ・・・北海道対策本部と緊密な連携を図る。 |
| (4) 記録の作成・保存 | ・・・町対策本部における対策は、記録を作成・保存・公表する。 |

【上川町の新型インフルエンザ等発生時の被害想定等】

- 感染者数 1,020人 (対国人口比0.0032%)
 - 医療機関受診者数 378人～728人
 - 死亡者数 (中等度・重度) 5人・12人
 - 入院患者数 (中等度・重度) 17人・64人
- ※ 上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬による医学的介入の影響(効果)、現在の医療体制等を一切考慮していない。

【国及び道における発生段階と町の対応】

		発生段階		町の対応
政府	道	状	態	
(1)未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態		国、道からの情報を提供
(2)海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		庁内に副町長を議長とする「上川町新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置。部長は各課長等。
(3)国内発生早期	道内未発生期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・道においては、患者が発生していない状態		国の緊急事態宣言発令により、上川町地域防災計画の体制に準じた「上川町新型インフルエンザ等対策本部」を設置。
	道内発生早期	・道内において、患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		上記対策本部の継続
(4)国内感染期	道内感染期	道において、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
(5)小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		終息まで対策本部を継続